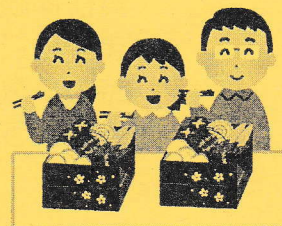


年末の交通事故防止運動

令和2年12月11日（金）から20日（日）までの10日間

「無事故で年末 笑顔で新年」



1. 飲酒運転の根絶

※ 12月は、「飲酒運転根絶強化月間」です。

「乗る人に 飲ませるあなたも 犯罪者」

裏面もあります→

[illegible]

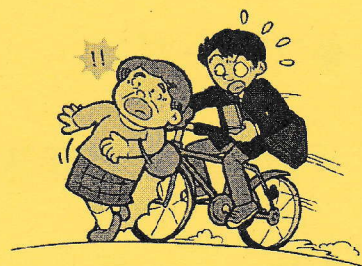
2. 歩行者（特に高齢者）と自転車の交通事故防止

☆横断歩道における歩行者優先を徹底しましょう。

☆夜間の外出には目につきやすい「明るい服装」や「反射材」を身につけましょう。

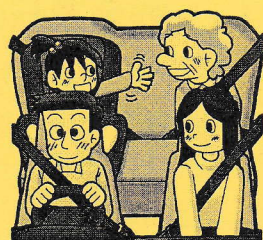
☆自転車の夜間走行時は、前照灯を点灯し、「反射材」を効果的に活用しましょう。

※ 神奈川県内で自転車に乗る方は「自転車損害賠償責任保険等」への加入が義務付けられています。
まずはご自身が加入している保険等で自転車利用時の事故による損害が補償されているかを確認しましょう。



3. 全ての座席のシートベルトと チャイルドシートの正しい着用の徹底

☆全ての座席のシートベルトとチャイルドシート着用の必要性和効果について家族で話しあい、正しい着用の実践とその習慣づけを図りましょう。



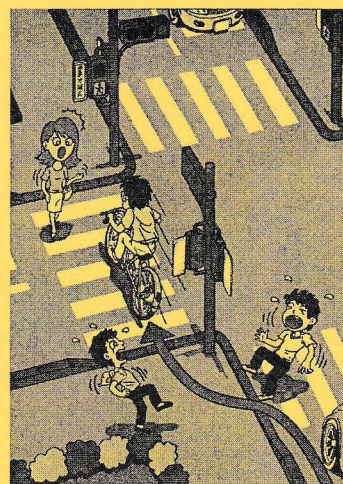
知っていますか？歩車分離式信号機

横断中の歩行者と右左折中の車両との衝突事故を防止し、横断歩行者の安全を最優先に配慮するため、歩行者と車両とが交錯しないように制御された信号機のこと、**「歩車分離式」**と表記された補助板が設置されています。



ここに注意しましょう！

- ★車両用信号機と歩行者用の信号機が同時に青になりません！
信号が青から黄色（歩行者用信号機は青の点滅）に変わるタイミングで、交差点へ無理に侵入することはやめましょう！
- ★藤沢市内には斜め横断ができる「スクランブル交差点」はありません！
- ★歩行者は歩行者用の信号機を確認し、必ず左右の安全確認を行い進みましょう。
- ★自転車は原則、車両用信号機に従いましょう。
 - ※「歩行者・自転車専用」の補助板がある場合は歩行者用信号機に従います。
 - ※歩行者用信号機が青になっているときに急に車道から歩道に入ると、歩行者との接触事故が起きやすくなります。（右図参照）
また、歩道では歩行者優先です。



（危険な進路変更の例）

年末の交通事故防止運動の詳しい取組は、藤沢市のHPで閲覧できます。

<http://www.city.fujisawa.kanagawa.jp/bouhan/index.shtml>

藤沢市・藤沢市交通安全対策協議会

